

目

次

| | 頁 |
|--|----|
| 第 8 2 号議案 埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例 | 5 |
| 第 8 3 号議案 埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例..... | 9 |
| 第 8 4 号議案 埼玉県県営住宅条例の一部を改正する条例 | 11 |
| 第 8 5 号議案 埼玉県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例 | 13 |

第八十二号議案

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例

第一条 埼玉県産業技術総合センター条例（平成十四年埼玉県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表第一項中カを削り、ヨをカとし、タからクまでをヨからオまでとし、同表第二項中ハを削り、ニをハとし、ホからリまでをニからチまでとし、その次に次のように加える。

| | |
|-----|--------------|
| リ | デジタルマイクロスコープ |
| 一時間 | 五四〇円 |

別表第一第一号の表第二項中ルを削り、ヲをルとし、ワからタまでをヲからヨまでとし、同表第五項中ニを削り、ホをニとし、へからサまでをホからアまでとし、同表第六項中ヌを削り、ルをヌとし、ヲからノまでをルからキまでとし、同表第八項中イを削り、ロをイとし、ハからカまでをロからワまでとし、ヨを削り、タをカとする。

| | | | | | | |
|---|-------|-------------|-----------------------------|-----------------------------|--|-------------------------------|
| ニ | 耐候性試験 | | | | | |
| 間 | 二四時 | 類以内 (二種) | (5) 溶解法による混用率 試験 一試験料 | 原子間力顕 微鏡による もの 一測定 | (4) 走査型 プローブ 顕微鏡に よる試験 もの トンネル顕 微鏡による もの 一測定 | (3) 走査型電子顕微鏡に よる試験 一試験料 |
| 間 | 二四時 | 類以内 (二種) | (2) レーザー顕微鏡によ る試験 一測定 | 一測定 | 一測定 | 一測定 |

別表第二第一号の表第二項中

| | | | | | | |
|--------------------------------|--------|---------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|---------------------------------------|-------------------------|
| 八、七二〇円 (一測定を増すごとに六四〇円を加える。) | 六、六八〇円 | 一二、六〇〇円 (一測定を増すごとに六二〇円を加える。) | 九、三二〇円 (一測定を増すごとに六二〇円を加える。) | 一、二二〇円 (一種類を増すごとに六五〇円を加える。) | 六三、七〇〇円 (二四時間までを増すごとに五九、八〇〇円を加える。) | 八、七一〇円 (二四時間までを増すごとに |
|--------------------------------|--------|---------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|---------------------------------------|-------------------------|

を

| | | | | | |
|--------------------------------|--------------------------------|--|--|---|-------------------|
| ニ 耐侯性試験 | オゾン劣化試験機による試験 | (4) 溶解法による混用率 試験 | (3) 走査型プローブ顕微鏡による試験 | | (2) 走査型電子顕微鏡による試験 |
| | | | 原子間力顕微鏡によるもの | トンネル顕微鏡によるもの | |
| 二四時間 | 二四時間 | 一試料 (二種 類以内) | 一試料 一測定 | 一試料 一測定 | 一試料 一測定 |
| 八、 (二四 を増す 四、六 加える | 八、 (二四 を増す 四、六 加える | 一、 (一 種 ご と に 加 え | 九、 (一 測 ご と に 加 え | 一二、 (一 測 ご と に 加 え | 六、 |

| | |
|-------------------|--|
| | |
| (2) オゾン劣化試験機による試験 | |
| 二四時間 | |

四、六一〇円を
加える。)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|-----|------|------|------|-----|------|------|------|-----|------|------|-----|------|-----|
| 六八〇円 | 六〇〇円 | 定を増す | 六二〇円 | る。) | 三二〇円 | 定を増す | 六二〇円 | る。) | 二二〇円 | 類を増す | 六五〇円 | る。) | 七一〇円 | 時間まで | ごとに | 一〇円を | る。) |
|------|------|------|------|-----|------|------|------|-----|------|------|------|-----|------|------|-----|------|-----|

に改める。

第二条 埼玉県産業技術総合センター条例の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表第五項中アをサとし、チからテまでをリからアまでとし、トの次に次のように加える。

| | | |
|--------------|-----|------|
| チ 誘電特性評価システム | 一時間 | 五七〇円 |
|--------------|-----|------|

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十九年十一月一日から施行する。

平成二十九年九月二十二日提出

埼玉県知事 上田清司

提案理由

新たに産業技術総合センターの試験研究機器に係る使用料の額を定め、並びに老朽化した試験研究機器に係る使用料及び当該機器を用いた依頼試験に係る手数料の額の定めを廃止したいので、この案を提出するものである。

第八十三号議案

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例

(埼玉県手数料条例の一部改正)

第一条 埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表都市整備部の項第八十七号中「第二十五条の四第十六項」を「第二十五条の四第十七項」に改め、同項中第百十五号を第百十六号とし、第九十八号から第百十四号までを一号ずつ繰り下げ、第九十七号の次に次の一号を加える。

| | | |
|---|------------------------------|-----|
| 九十八 不動産特定共同事業法第四十一条第一項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録又は同条第三項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の更新の申請に対する審査 | 小規模不動産特定共同事業の登録又は登録の更新の申請手数料 | 六万円 |
|---|------------------------------|-----|

(埼玉県証紙条例の一部改正)

第二条 埼玉県証紙条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の項中第三百八十五号を第三百八十六号とし、第三百五十号から第三百八十四号までを一号ずつ繰り下げ、第三百四十九号の次に次の一号を加える。

三百五十 小規模不動産特定共同事業の登録又は登録の更新の申請手数料

附則

この条例は、平成二十九年十二月一日から施行する。ただし、第一条中埼玉県手数料条例別表都市整備部の項第八十七号の改正規定は、公布の日から施行する。

平成二十九年九月二十二日提出

埼玉県知事

上田清司

提 案 理 由

不動産特定共同事業法等の一部改正に伴い、小規模不動産特定共同事業の登録又は登録の更新の申請手数料の額を定め、証紙による収入の方法により徴収することとし、及び規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。

第八十四号議案

埼玉県県営住宅条例の一部を改正する条例

埼玉県県営住宅条例（昭和三十四年埼玉県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「、第三十三条」を「、第三十三条第一項」に改め、「この項」の下に「及び第三項」を加え、同項ただし書中「第三十九条第一項の規定による」の下に「報告の」を加え、同条に次の一項を加える。

3 知事は、県営住宅の入居権利者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五条の二第一項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害者その他の公営住宅法施行規則（昭和二十六年建設省令第十九号）第八条各号に掲げる者に該当する者に限る。以下この項、第三十三条第二項及び第三十六条第二項において同じ。）が次条第一項に規定する収入の申告をすること及び第三十九条第一項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第一項の規定にかかわらず、県営住宅の入居権利者の県営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第二条で定めるところにより、第三十九条第一項の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第九条に規定する方法により把握した県営住宅の入居権利者の収入（第三十三条第二項及び第三十六条第二項において「知事が把握した入居権利者の収入」という。）及び当該県営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

第三十一条第一項中「令第八条第一項」を「第六条第一項第二号」に改める。

第三十三条の見出し中「収入超過者」を「収入超過者等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 知事は、引き続き三年以上県営住宅に入居している県営住宅の入居権利者について、第十八条第一項に規定する収入の申告をすること及び第三十九条第一項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認める場合であつて、知事が把握した入居権利者の収入の額が第六条第一項第二号に規定する金額を超え、当該県営住宅に引き続き入居しているときは、第十七条第三項及び前項の規定にかかわらず、県営住宅の入居権利者の県営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第八条第三項において準用する同条第二項で定めるところにより、知事が把握した入居権利者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

第三十六条の見出し中「高額所得者」を「高額所得者等」に改め、同条中「第三十三条」を「第三十三条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 引き続き五年以上県営住宅に入居している県営住宅の入居権利者について、第十八条第一項に規定する収入の申告をすること及び第三十九条第一項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認める場合であつて、知事が把握した入居権利者の収入の額が最近二年間引き続き令第九条第一項に規定する金額を超え、当該県営住宅に引き続き入居しているときは、当該県営住宅の毎月の家賃は、第十七条第三項、第三十三条第二項及び前項の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃とする。
- 第三十八条中「第三十一条及び第三十四条」を「第三十一条、第三十三条第二項、第三十四条及び第三十六条第二項」に改める。
- 第三十九条第一項中「第十七条第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。
- 第四十二条中「第十七条第一項」の下に「若しくは第三項」を加え、「第十一条」を「第十二条」に改める。
- 第六十条中「第十七条第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間における改正後の第十七条第三項の規定の適用については、同項中「第五条の二第一項」とあるのは、「第五条の二」とする。

平成二十九年九月二十二日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

提 案 理 由

公営住宅法の一部改正に伴い、県営住宅の入居者について、認知症である者等であり収入の申告等が困難な場合、収入の申告等によらず家賃を定める等したので、この案を提出するものである。

第八十五号議案

埼玉県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例

埼玉県迷惑行為防止条例（昭和三十八年埼玉県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十条を次のように改める。

（つきまとい行為等の禁止）

第十条 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、不安又は迷惑を覚えさせるような行為であつて、次の各号に掲げるもの（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第一項に規定するつきまとい等を除く。）（第一号から第四号まで及び第五号（電子メールの送信等に係る部分に限る。））に掲げる行為については、同条第三項に規定する方法により行われる場合に限る。）を反復してしてはならない。

一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。

四 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと。

2 前項第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及びファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をい

う。

一 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。次号において同じ。）の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。

第十二条第二項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加える。

3 常習として第一項の違反行為をした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十二条第一項中第三号を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第十条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

平成二十九年九月二十二日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

提 案 理 由

県民生活に不安や迷惑を覚えさせるようなつきまとい行為等に係る規制対象の拡大及び各違反行為に対する罰則の強化をするとともに、規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。